

令和7年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予申請受付が始まります

令和7年度分（令和7年7月分～令和8年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付は7月1日（火）から開始します。

収入の減少や失業等により、国民年金保険料の納付が困難な場合、未納のままにせず、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。

なお、前年所得（令和6年中の所得）の審査がありますので、所得申告が必要となります。

令和6年度分（令和6年7月分～令和7年6月分）の免除申請において、国民年金保険料の一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された方や、失業等を理由とした特例による免除（納付猶予）が承認された方も、**新たに令和7年度分の申請が必要です。**

保険料を未納のままにしておくと、万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない場合がありますので、お早めに申請してください。

免除申請は、申請月の2年1か月前まで遡ることができます。

なお、学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金手続きの電子申請について

マイナンバーカードを使用して、マイナポータルから国民年金の電子申請ができます。インターネットを経由して、いつでもどこでも手続きができますのでご利用ください。

電子申請が可能な手続き等、詳しくは右の二次元コード（日本年金機構ホームページ）からご確認ください。



後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

○資格確認書の更新について

令和7年7月31日の有効期限満了に伴い、資格確認書を7月初旬頃から順次簡易書留で郵送します。新しい資格確認書は「うすい緑色」です。

この機会に、保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください。

資格確認書の色	発送時期	有効期間
うすいオレンジ色	—	～令和7年7月31日
うすい緑色	令和7年7月初旬	令和7年7月1日～令和8年7月31日

※「うすいオレンジ色」の被保険者証（資格確認書）は8月1日以降使用できません。新しい資格確認書「うすい緑色」がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の被保険者証（資格確認書）は、保険年金課にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意のうえ、処分してください。

※令和7年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

○令和7年度の保険料の決定について

保険料額の決定通知については、7月中旬頃から順次発送する予定となっています。納付書が同封されている方は、各納付書の納期限内に必ず納付してください。

年金相談会のお知らせ

◆日時 7月17日（木）10時～11時30分、13時～15時

※次回以降の日程については、右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

◆場所 市役所1階会議室101・102

◆申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0432

※電話予約が必要です。相談日の1か月前から予約を受付しています。

